

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省大臣官房環境経済課）

項 目 名	税制全体のグリーン化の推進											
税 目	環境関連税制等											
要 望 の 内 容	2025 年 2 月 18 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や、同日に我が国が国連気候変動枠組条約事務局へ提出した新たな削減目標（NDC）においては、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、2013 年度比で 2035 年度 60%減、2040 年度 73%減という目標が設定されたところであり、これらの削減目標の達成に向けて、あらゆる分野での取組の推進が必要である。 また、「第六次環境基本計画」（令和 6 年 5 月 21 日閣議決定）に基づく、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を通じた「循環共生型社会」の実現に向けて、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。 （地球温暖化対策） ○ 税制全体のグリーン化 平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等に関しては、「当分の間税率」の廃止に伴い、諸条件に大きな変動がない場合には、二酸化炭素排出量が増加し、我が国が国際社会に対し掲げる温室効果ガス削減目標（NDC）の着実な達成に支障を来すおそれがある。租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 81 号）附則第 6 条や令和 8 年度与党税制改正大綱を踏まえ、「道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標」との関係にも留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策について検討するに当たっては、中東情勢の影響を見極めつつ、排出量の削減につながるよう、税制のグリーン化が図られることを求める。 （自動車環境対策） ○ 令和 8 年度与党税制改正大綱を踏まえ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進の観点から、車体課税のグリーン化を推進する。また、利用段階における負担の適正化に向けた課税並びに自動車税及び軽自動車税の在り方については、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとなるよう所要の措置を求める。加えて、自動車重量税の見直しを行う場合には、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）附則第 9 条に基づき、自動車重量税の収入見込額の一部が公害健康被害補償等の財源に充てられてきた実績と、自動車重量税が汚染原因者負担による公害健康被害補償等の安定財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てることを求める。 （再生可能エネルギー発電所への地方税課税に関する事業活動の実態を踏まえた方策の検討） ○ 地域に裨益した再エネ導入を進める観点から、太陽光、風力等の再エネ発電所に対する法人事業税及び法人住民税の課税に関し、立地地域における事業活動の実態を踏まえた方策についての検討を求める。											
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
	平年度の減収見込額	—	百万円									
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
	（改正増減収額）	（	— 百万円）									

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。 (2) 施策の必要性 第六次環境基本計画で、「目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく。」とされており、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。 とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。 また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012 年 10 月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。										
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 1128 550 1330"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="550 1128 1503 1330"> 9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9-1. 経済のグリーン化の推進 </td></tr> <tr> <td data-bbox="339 1330 550 1487"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="550 1330 1503 1487"> 自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="339 1487 550 1644"> 租税特別措置の適用又は延長期間 </td><td data-bbox="550 1487 1503 1644"> — </td></tr> <tr> <td data-bbox="339 1644 550 1800"> 同上の期間中の達成目標 </td><td data-bbox="550 1644 1503 1800"> — </td></tr> <tr> <td data-bbox="339 1800 550 2121"> 政策目標の達成状況 </td><td data-bbox="550 1800 1503 2121"> 我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果をもたしていることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9-1. 経済のグリーン化の推進	政策の達成目標	自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。	租税特別措置の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果をもたしていることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9-1. 経済のグリーン化の推進										
政策の達成目標	自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。										
租税特別措置の適用又は延長期間	—										
同上の期間中の達成目標	—										
政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果をもたしていることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。										

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとする ことで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働か せるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールで ある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつ つ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しな がら、税制全体のグリーン化を推進する。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	平成 17 年度～令和 8 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課）

項 目 名	車体課税のグリーン化		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	令和 8 年度与党税制改正大綱を踏まえ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進の観点から、車体課税のグリーン化を推進する。また、利用段階における負担の適正化に向けた課税については、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとなるよう所要の措置を求める。加えて、自動車重量税の見直しを行う場合には、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）附則第 9 条に基づき、自動車重量税の収入見込額の一部が公害健康被害補償等の財源に充てられてきた実績と、自動車重量税が汚染原因者負担による公害健康被害補償等の安定財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てることを求める。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

(1) 政策目的

「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するよう、環境性能に優れた自動車の普及を推進し、地球温暖化防止、大気汚染の防止を図る。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染系疾病に係る被認定者に対する補償給付を安定的に行い、もって被認定者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。

(2) 施策の必要性

(ア) 令和 8 年度与党税制改正大綱では、

「5 自動車関係諸税の総合的な見直し

(1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

① CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする

② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする

④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和 9 年度税制改正において法制化する。

- ・ 自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和 10 年 5 月 1 日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。

- ・ ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置とし

て、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。

- ・ 具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和 9 年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の 2 分の 1 を目安として設定する。
- ・ 本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。

営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。

燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。」

とされた。

(イ) また、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）において、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減する新たな気候変動対策目標が定められた。加えて、運輸部門の CO2 排出量（2024 年度）は、約 1 億 8,719 万トン（日本全体の 19.3%）であり、運輸部門の 85.6%を自動車からの CO2 排出が占めることから、CO2 排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。

(ウ) 本課税において求められる環境性能については、2020 年 3 月に策定された新たな 2030 年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は 2016 年度の実績値と比べて 32.4%改善、2020 年度燃費基準の水準（WLTC モード換算の推定値）と比べて 44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められるとともに、大気汚染物質である二酸化窒素（NO2）、浮遊粒子状物質（SPM）について安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況であることから、自動車からの排出ガスによる大気汚染問題に的確に対応することが必要不可欠である。

(ア) ないし (ウ) を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に貢献すべく、燃費改善等を踏まえた環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。

(エ) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく大気汚染系疾病に係る被認定者への補償給付等については、汚染者負担原則に基づき、8 割が固定発生源（工場）から徴収する汚染負荷量賦課金によって、2 割が移動発生源（自動車）に対する自動車重量税からの引当によって賄われている（同法附則第 9 条）。

移動発生源の費用負担が、自動車重量税引当方式となっているのは、汚染原因者負担の原則に基づき、負担の公平性を踏まえつつ、現実にも可能でかつ効率的な方式として、昭和 48 年の中央公害対策審議会において決定されたものであり、その後数年ごとの検討を踏まえた法改正を経て、平成 30 年の法改正において、当分の間、自動車重量税引当方式を継続することとされたところ。

		現在においても、大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる被認定者は約 2.5 万人存在し、認定患者の方の健康被害の回復、生活の安定において、補償給付等は重要な役割を担っている。 このため、汚染原因者負担の原則に基づき安定的な財源確保を図るためには、引き続き、自動車重量税から引き当てる必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(Ⅰ) 環境性能に優れた自動車の普及 施策 1. 地球温暖化対策の推進 目標 1－1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 施策 3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標 3－1 大気環境の保全 (Ⅱ) 大気汚染系疾病に係る被認定者への補償給付 施策 8. 環境保健対策の推進 目標 8－1 公害健康被害対策（補償・予防）
		政策の達成目標	(Ⅰ) 環境性能に優れた自動車の普及 ○令和 8 年度与党税制改正大綱（令和 7 年 12 月 19 日） 5. 自動車関係諸税の総合的な見直し (1) 見直しに当たっての基本的考え方 自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ① CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

- ・ 自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和10年5月1日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
- ・ ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。
- ・ 具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和9年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の2分の1を目安として設定する。
- ・ 本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。

営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。

○日本のNDC（令和7年2月提出）

日本は、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、国連気候変動枠組条約事務局へ提出

			○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年第 117 号）で 2050 年カーボンニュートラルが明記。 ○ 地球温暖化対策計画において「乗用車については、2035 年までに、新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%の実現を目指す」こと、及び、「2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」ことを規定。 ○ 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日策定）「税制については、「令和 3 年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050 年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。」 ○ 成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） 「自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。」 ○ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（令和 4 年 11 月 22 日閣議決定）対策地域において、令和 8 年度までに NO2 及び SPM に係る大気環境基準を確保。 （Ⅱ）公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染系疾病に係る被認定者に対する補償給付等を安定的に行い、もって被認定者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	（Ⅰ）運輸部門の排出量は、2024 年度確報値で約 1 億 8,719 万トンであり、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。 エコカー減税等により環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、令和 6 年における電動車（HV・PHEV・BEV・FCV）の販売台数は約 211 万台、新車販売台数（乗用車）全体の約 56.6%であり、上記目標（新車販売で電動車 100%等）の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 また、令和 5 年度大気環境基準達成率は、NO2 が 100%、SPM が 100%となっているが、引き続き NO2、SPM について安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。 （Ⅱ）昭和 49 年以来、自動車重量税からの引当が維持され、これまで大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等が安定的に行われてきた（令和 8 年度の引当金は約 57 億円）。
あり		要望の措置の適用見込み	—

	相 当 性	要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	(Ⅰ) 令和8年度与党税制改正大綱において「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献を求められているところ、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。 環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からのNOx・PM排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。 (Ⅱ) 自動車重量税からの引当により、汚染原因者負担の原則に基づき、徴収コストを抑えながら、安定的に補償財源を確保することが可能であることから、本要望事項は有効である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	・(軽)自動車税に係るグリーン化特例
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 商用車等の電動化促進事業 (経済産業省・国土交通省連携事業) (1) 令和7年度補正予算額：300億円 ※3年間で総額60億円の国庫債務負担 (2) 補助内容 補助対象：民間事業者等 対象事業：・電動化されたトラック・タクシー・バス等の導入支援 ・事業所や営業拠点への充電インフラの整備の支援 補助率：標準車両(ディーゼル車両等)との差額、安全・安心のための取組状況等を考慮して、車種ごとに定額等 ○ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (国土交通省・経済産業省連携事業) (1) 令和8年度予算額：33億円 (2) 補助内容 補助対象：民間事業者等 対象事業：HVトラック・バス等の導入支援 補助率：標準的燃費水準の車両との差額の1/2等
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	次世代自動車等環境性能の高い自動車の導入を税制及び財政の面から支援し、もって普及を促進することを目的としている。
		要望の措置の妥当性	(Ⅰ) 令和8年度与党税制改正大綱において、「2050年カーボンニュートラル」目標への実現に向けた積極的な貢献が求められていることを踏まえ、環境性能に優れた自動車の購入への税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO2、SPMの大気環境基準の確保やCO2削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。 (Ⅱ) 仮に予算措置で対応しようとするれば、汚染原因者負担の原則という、公害健康被害の補償等に関する法律の趣旨に反することとなる。また、仮に賦課金で措置しようとするれば、

			既存税制（自動車重量税）からの引当と比較し、徴収コストがかさむこととなり国民の理解を得ることができない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○ 自動車重量税のエコカー減税（財務省試算） 平成 25 年度：約 440 億円 平成 26 年度：約 720 億円 平成 27 年度：約 610 億円 平成 28 年度：約 730 億円 平成 29 年度：約 730 億円 平成 30 年度：約 660 億円 令和元年度：約 620 億円 令和 2 年度：約 600 億円 令和 3 年度：約 510 億円 令和 4 年度：約 400 億円 令和 5 年度：約 380 億円 令和 6 年度：約 500 億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			・ 平成 21 年度にいわゆる「エコカー減税」制度創設。 ・ 平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・ 平成 26 年度税制改正において、エコカー減税拡充、経年車重課を行った。 ・ 平成 27 年度税制改正において、平成 32 年度燃費基準への単純置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講じた。 ・ 平成 29 年度税制改正において、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。

	・ 平成 31 年度税制改正において、政策インセンティブを強化するなどの観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図った。 ・ 令和 3 年度税制改正において、対象範囲を乗用車の 2030 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。 ・ 令和 5 年度税制改正において、令和 6 年 1 月からは減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で、現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計 3 年延長する措置を講じた。 ・ 令和 8 年度税制改正において、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、適用期限を 2 年延長する措置を講じた。
--	--

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室/廃棄物適正処理推進課)

項 目 名		指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに係る損金算入等の特例措置の創設	
税 目		法人税、所得税	
要 望 の 内 容	【措置の内容】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正廃掃法」という。）に基づき指定非常災害廃棄物最終処分場として都道府県の指定を受けた最終処分場設置者は、維持管理積立金を損金又は必要経費に算入することができることとする。		
	【関係条文】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5、第 15 条の 2 の 4 改正廃掃法第 9 条の 3 の 4		
	平年度の減収見込額		▲1,808 百万円
	（制度自体の減収額）		（ ー 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ ー 百万円）

(1) 政策目的

改正廃掃法に基づく指定非常災害廃棄物最終処分場制度により、非常災害廃棄物の十分な受入れ容量を確保し、受入れ準備を促進することで、非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るもの。

(2) 施策の必要性

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）では、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態」が挙げられている。気候変動の影響により頻発化及び激甚化の傾向にある豪雨及び台風等の水害、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震等により発生する災害廃棄物の処理に備えるため、最終処分場における十分な受入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、水害では、平成30年7月豪雨においては約1,900千トン、令和元年房総半島台風及び同年東日本台風においては約1,090千トン、地震では、令和6年能登半島地震においては約4,420千トン、平成28年熊本地震においては約3,110千トン（1年間で熊本県にて処理される一般廃棄物量の約581%に相当）、東日本大震災においては31,000千トン（1年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約72%に相当）といった膨大な量の災害廃棄物（津波堆積物を含む）が発生しており、今後発生が予期されている南海トラフ地震では東日本大震災の約14倍の420,000千トン、首都直下地震では約3倍の91,000千トンの災害廃棄物が発生すると見込まれている。

非常災害廃棄物には、倒壊家屋等由来の混合廃棄物、火災の燃えがら又は石綿混じりの廃棄物等、破碎・選別等の中間処理や再生利用等に適さないために埋立処分せざるを得ないものが大量に含まれている。これらの非常災害廃棄物は、一般廃棄物最終処分場において処分されることが通常であるが、その容量が不足する場合は民間の産業廃棄物最終処分場も含めて活用する必要がある。

令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、今後、大規模災害により大量の非常災害廃棄物が発生した際に円滑かつ迅速に処理できるよう、平時のうちから非常災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場を把握し、発災時には非常災害廃棄物の受入れ先として速やかに調整ができる体制を整えるため、改正廃掃法により最終処分場の指定制度（以下「指定非常災害廃棄物最終処分場制度」という。）を措置することとした。

本指定は最終処分場設置者の申請に基づくものではあるが、指定を受けた最終処分場は、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない（改正廃掃法第9条の3の4第4項）とされている。

加えて、災害廃棄物を受け入れることにより、最終処分場の埋立終了時期が前倒しで到来し、本来の事業計画の見直しが必要となり、また、通常の廃棄物よりも夾雑物の多い災害廃棄物を受け入れることによる水処理への負荷の増大も想定される。

災害廃棄物は一般廃棄物であり、統括的処理責任を有する市町村が受け入れるべきものであるが、各市町村が自ら施設を設置するなどにより受入れ容量を確保することは非効率的であり、指定非常災害廃棄物最終処分場制度を活用して民間が設置した最終処分場の一部を、災害廃棄物を受け入れるために活用することが効率的である。本制度を活用して指定非常災害廃棄物最終処分場を確保していくためには、最終処分場設置者にとって指定を受けることのインセンティブが重要となるため、維持管理積立金を損金又は必要経費に算入することにより、指定の促進を図る本特例措置が必要。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		政策の達成目標	指定非常災害廃棄物最終処分場を確保し、平時から非常災害廃棄物の受入に備えることで、大規模災害発生時の非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 アウトカム指標：令和 19 年度中に、今後発生が予想されている南海トラフ地震により発生が見込まれる 420,000 千トンの非常災害廃棄物のうち、最終処分が行われると見込まれる 25,200 千トン埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	アウトカム指標： ① 令和 10 年度中に、1,400 千トン（令和 6 年能登半島地震における最終処分量を想定）を埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場の確保 ② 令和 13 年度中に、12,600 千トン（令和 6 年能登半島地震における最終処分量に相当する埋立が全国 9 ブロック（北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）において必要となる場合を想定）を埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場の確保
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 300 事業者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、より多くの非常災害廃棄物最終処分場を指定することで、平時から非常災害廃棄物の受入に備え、大規模災害発生時の非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第 15 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号、地方税法施行令附則第 11 条第 5

			項、地方税法施行規則附則第 6 条第 14 項、第 15 項及び第 17 項) ・ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置 (地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号、地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに関する他の補助制度等は講じていない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに関する他の補助制度等は講じていない。
		要望の措置の妥当性	最終処分場の埋立容量や災害廃棄物の受入れによるリスクは各設置者において異なる。また、補助金による措置では、発災しなかった場合に、補助を要しない設置者への支払いが発生してしまう。 一方で、積立制度を活用した損金算入等の特例措置であれば、個々の最終処分場のリスクを踏まえて措置することが可能であるため、本特例措置は妥当性を有する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（ 環 境 省 ）

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21		
要 望 の 内 容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (▲0 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 (2) 施策の必要性 革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。		
	今回の要望（租税特別措置）	合理性	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ■第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定） 第7章 推進体制・ガバナンスの改革 1. 官民の研究開発投資の確保等 このため、2026年度から2030年度までの間、科学技術関係予算に加え、今後策定する成長戦略に基づく施策、大学ファンドの運用益による助成、財政投融資や研究開発税制等により、政府研究開発投資の総額は60兆円、官民合わせた研究開発投資の総額は180兆円を目標とする。
		政策の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度））

		※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）												
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）												
	同上の期間中の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））												
	政策目標の達成状況	企業の社外支出研究費は、令和 6 年度は対前年度比で 10.5%増の 1.4 兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>社外支出研究費（億円）</td><td>12, 048</td><td>12, 330</td><td>14, 427</td><td>13, 028</td><td>14, 399</td></tr></table> ※出典：2025 年（令和 7 年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。	区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	社外支出研究費（億円）	12, 048	12, 330	14, 427	13, 028	14, 399
区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度									
社外支出研究費（億円）	12, 048	12, 330	14, 427	13, 028	14, 399									
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>適用件数（組合数）</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数（組合数）	7	6	6				
	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度										
適用件数（組合数）	7	6	6											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることであり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—												

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																												
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
		要望の措置の妥当性	科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。 なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度 (推計)</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>適用件数</td><td>13 (15)</td><td>10 (9)</td><td>5</td><td>14</td><td>10</td></tr><tr><td>適用額 (百万円)</td><td>1,009 (985)</td><td>1,559 (1,129)</td><td>687</td><td>249</td><td>291</td></tr><tr><td>減収額 (百万円)</td><td>30 (77)</td><td>81 (89)</td><td>26</td><td>43</td><td>50</td></tr></table>						区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)	適用件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10	適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291	減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50
		区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)																								
適用件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10																										
適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291																										
減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50																										
		※ 令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※ 令和 7、8 年度については、令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。 （減収額算定式について）																													

		適用額×法人税率（23.2%）×係数 ・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」） ・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。																		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10 ② 適用件数 : 5 件 ③ 適用額 : 687 百万円 ※ 令和 6 年度の適用状況																		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	令和 8 年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握（※）したところ、技術研究組合の令和 7 年度における事業費は、51,286 百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034 百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を 23 億円（4.4%）増加させたと推計できる。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。 ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査																		
	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6、7 年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和 8 年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37,713</td><td>29,817</td><td>37,914</td><td>51,286</td><td>58,126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※ 事業費は、各年度における次年度の 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載（なお、各年度の 3 月 31 日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載）。 ※ 令和 8 年度の設立組合数は令和 8 年 8 月末現在の実績。	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126	設立組合数	6	6	2	3	(0)
区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)															
事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126															
設立組合数	6	6	2	3	(0)															

これまでの 要望経緯	昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定 (5 年間) 昭和 60 年度 適用期限延長 (2 年間) 昭和 62 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成元年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 3 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 5 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 7 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 9 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 11 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 13 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 15 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 17 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 19 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 21 年度 適用期限延長 (2 年間) [平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成 23 年度 適用期限延長 (2 年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長 (2 年間) 平成 27 年度 適用期限延長 (3 年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長 (3 年間) 令和 3 年度 適用期限延長 (3 年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和 6 年度 適用期限延長 (3 年間) 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定
-----------------------	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：技術研究組合の所得の計算の特例

- 本特例措置に係る自己点検においては、短期アウトカム（技術研究組合の事業費が増加すること）及び中期アウトカム（企業間及び産学の共同研究を活発化すること（①企業の社外支出研究費の額及び②そのうち大学等への社外支出研究費の額を年率11.5%の増加））を設定していたところ。その後、指標の明確性を向上させる観点から、中期アウトカムは海外への支出分を除いた社外支出研究費の額として設定し直した。
- この点、中期アウトカムである「社外支出研究費の額」については、本税制が措置されたことから、1.4兆円と増加傾向にあるものの、前年度比10.5%の増加（令和6年度実績）となっており目標を下回っている。このため、引き続き本税制を措置することにより、社外支出研究費の額を伸ばし、中期アウトカムに加え、長期アウトカム（令和8～令和12年度の官民合わせた研究開発投資の総額を180兆円）の目標達成に寄与することが必要である。
- 令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。
- これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研究用資産等の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。その結果、企業からの賛同や参画が得られやすくなり、社外支出研究費の増加が促され、「共同研究及び研究開発投資の促進を図る」という政策目的を達成することにもつながることから、引き続き本特例措置の延長を要望したい。
- なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（環境省地球環境局地球温暖化対策課）

項 目 名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物である住宅（同法第 16 条において低炭素建築物とみなされた特定建築物である住宅を含む。以下「認定低炭素住宅」という。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。 ・ 所有権保存登記 本則 4 /1000（一般住宅の特例 1.5 /1000）→ 1 /1000 ・ 所有権移転登記 本則 20 /1000（一般住宅の特例 3 /1000）→ 1 /1000 【要望の内容】 ・ 本特例措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・ 床面積要件を 50 ㎡以上から 40 ㎡以上へ緩和する。 ・ 令和 10 年 1 月 1 日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。 【関係条文】 租税特別措置法第 74 条の 2 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 租税特別措置法施行規則第 26 条の 2		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲ 1 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）に掲げた温室効果ガスの大幅削減目標の達成や、新築住宅の省エネ基準適合義務化・ZEH水準の確保が求められる中、ZEH水準の省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及を促進することで、2050年ネット・ゼロを目指す。 (2) 施策の必要性 「地球温暖化対策計画」において、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することが掲げられている。 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）が令和4年6月17日に公布され、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとされた。また、令和4年10月には認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が必須項目とされている。 省エネ基準を超える性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を進める必要がある。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「地球温暖化対策計画」や「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月27日閣議決定。以下「住生活基本計画」という。）において、ZEHの更なる普及拡大に向けた支援策等を講じることとされている。 （国土交通省政策評価体系における位置付け） 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 32 住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI）
		政策の達成目標	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 1.0（令和17年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 約 1.2（令和10年度）
		政策目標の達成状況	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 1.3（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）> ・所有権保存登記 7,517件（令和9年度）、7,603件（令和10年度） ・所有権移転登記 212件（令和9年度）、248件（令和10年度） <特定建築物> 0件（令和9～10年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するため、本特例措置を活用して認定低炭素住宅の取得に係る税負担を軽減し、当該住宅の選択・取得を促進していくことが有効である。これにより認定低炭素住宅の供給拡大が図られ、住宅ストックの質の向上につながることから、政策目標の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税（租税特別措置法第41条第6項） ・認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、住宅取得等の際に生じる手続に着目した確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。 なお、本特例措置は、適用の対象を自己の居住に供する家屋を取得等した場合に限定していることから、的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		<認定低炭素住宅> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和4年度 8,673件（2,885件）※94,746,600円 令和5年度 6,468件（2,815件）※91,303,800円 令和6年度 7,111件（1,721件）※164,611,100円 ・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和4年度 115件（50件）※1,362,700円 令和5年度 129件（49件）※2,011,900円 令和6年度 131件（21件）※2,101,300円 （法務省「登記統計」より） <特定建築物> 令和4年度～令和6年度 0件※前回・前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。 （前回要望との乖離の理由） 令和4年10月の認定基準引き上げ及び共同住宅における住戸認定の廃止により、過去実績に基づく推計が困難となり、適用見込み件数と実績に乖離が生じた。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		認定低炭素住宅の件数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標		・家庭部門のCO2排出量 約43.1%（令和7年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストック 約22%（令和7年度）

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現在集計中のため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難だが、家庭部門のCO2排出量は2013年度（平成25年度）比29.9%削減（令和6年度）、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は20%（令和6年度）であった。近年の建設費資材や住宅価格の高騰により、住宅取得環境は一層厳しい状況となっており、認定低炭素住宅の更なる普及に当たっては、取得時の負担軽減を通じた後押しが引き続き重要である。
これまでの要望経緯		平成24年度 創設 平成25年度 特定建築物を適用対象に追加 平成26年度 2年間延長 平成28年度 2年間延長 平成30年度 2年間延長 令和2年度 2年間延長 令和4年度 2年間延長 令和6年度 3年間延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムの指標【新築住宅着工数に対する低炭素住宅の認定件数の比率】（対象期間：～令和12年度・目標値：前年度より増加）については、令和4年度2.4%、令和5年度0.6%、令和6年度0.6%と前年比減であることから目標を達成していない。
- 一方、認定低炭素住宅に係る所有権保存登記の適用件数は、令和4年度8,673件、令和5年度6,468件、令和6年度7,111件であり、所有権移転登記の適用件数は、令和4年度115件、令和5年度129件、令和6年度131件と、一定の実績が存在している。
- 短期アウトカムを達成できなかった要因としては、令和4年10月以降、認定基準の引き上げに伴い、共同住宅における認定単位が住戸から住棟へ変更されたことや、令和4年度に認定基準見直し前の駆け込み申請があったこと等が考えられる。
- また、中期アウトカムの指標【省エネ基準に適合する住宅ストックの割合】（対象期間：～令和12年度・目標値：30%）について、令和4年度18%、令和5年度19%、令和6年度20%と増加傾向にある。本特例措置は、一般住宅に比べて取得費用が高くなる傾向にあるZEH水準の省エネ性能を備え、低炭素化に資する措置が講じられた住宅について、住宅取得時の税負担を軽減する点からの寄与が認められる。
- 長期アウトカムの指標【住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI）】（対象期間：～令和17年度・目標値：BEI1.0）については、令和5年時点でBEI1.3であり、達成途上である。
- 以上より、本特例措置については、令和7年4月に認定制度パンフレットの改訂、令和8年6月にHP更新を行い、改めて利用者への周知を行ったところであり、引き続き本特例措置の活用を促すことで更なる政策効果の発現が見込まれるため、本特例措置の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。
- また、新たな「住生活基本計画」においては、住宅性能水準※や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進を図ることとしており、床面積要件について必要な見直しを講じるとともに、令和10年1月1日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。
※ 住宅性能水準では、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は（略）、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする」とされている。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（環境省地球環境局地球温暖化対策課）

項 目 名	認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた計画に基づき新築等された住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）に係る登録免許税について、以下のとおり税率を引き下げる。 ・所有権保存登記 1/1000 （本則 4/1000 一般住宅特例 1.5/1000） ・所有権移転登記 2/1000（一戸建て）、1/1000（一戸建て以外） （本則 20/1000 一般住宅特例 3/1000） 【要望の内容】 ・本特例措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・床面積要件を 50 ㎡以上から 40 ㎡以上へ緩和する。 ・令和 10 年 1 月 1 日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。 【関係条文】 租税特別措置法第 74 条 租税特別措置法施行規則第 26 条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲12 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月27日閣議決定。以下「住生活基本計画」という。）を踏まえ、多世代にわたり活用される住宅ストックを形成する。そのために、省エネ性、耐震性、耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅の普及に取り組む。 (2) 施策の必要性 「住生活基本計画」においては、多世代にわたり活用される住宅ストックの形成のため、建設住宅性能評価の実施拡大や認定長期優良住宅の普及に取り組むこととされている。 この点、令和6年度時点で、住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合は7%にとどまっており、目標^(※)である15%の達成に向けては、いまだ道半ばの状況にある。 認定長期優良住宅は高い耐久性等の確保のために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定長期優良住宅の普及を引き続き促進する必要がある。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。 ※ 住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合15%（令和17年度）（「住生活基本計画」）		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「住生活基本計画」において、長寿命化に向けた適切な維持管理等の円滑化や、世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成のための基本的な施策として、認定長期優良住宅の維持保全計画の実施、認定長期優良住宅ストックの拡充が位置付けられている。 （国土交通省政策評価体系における位置付け） 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 業績指標4 住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合
		政策の達成目標	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合 15%（令和17年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合 約10.5%（令和10年度）

		政策目標の達成状況	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合 7%（令和6年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 保存登記 123,942 件 移転登記 1,539 件 令和10年度 保存登記 128,359 件 移転登記 1,594 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	質の高い住宅の市場への供給を促進するため、本特例措置を活用して認定長期優良住宅の取得に係る税負担を軽減し、当該住宅の選択・取得を促進していくことに有効である。これにより認定長期優良住宅の供給拡大が図られ、住宅ストックの質の向上につながることから、政策目標の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・認定長期優良住宅に係る住宅ローン減税（所得税）（租税特別措置法第41条第6項） ・認定長期優良住宅の新築等をした場合の税額控除（所得税）（租税特別措置法第41条の19の4） ・認定長期優良住宅に係る軽減措置（不動産取得税、固定資産税）（地方税法附則第11条第8項、附則第15条の7）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和9年度予算概算要求額：1,699.04億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定長期優良住宅の普及を図る。
		要望の措置の妥当性	認定長期優良住宅の取得を促進するため、当該住宅の取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。 本特例措置のほか、予算措置（補助金）と融資による支援措置が講じられている。予算措置については、認定長期優良住宅の導入に伴う初期費用負担の軽減等を目的として、重点的な支援を行うものである。融資については、長期固定金利等による安定的な資金調達を可能とすることで、住宅取得者の負担軽減と資金計画の安定化を図るものである。 このように、税制・予算・融資は、認定長期優良住宅の普及という共通の政策目的の下、それぞれ異なる政策機能を担うも

		のであり、一体的に必要な措置を講じることで政策効果の発現を図っている。 また、個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、住宅取得等の際に生じる手続に着目した確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。 なお、本特例措置は、適用の対象を自己の居住に供する家屋を取得等した場合に限定していることから、的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	・ 所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和４年度 104,954 件（100,185 件）※1,240,607,200 円 令和５年度 100,448 件（99,655 件）※1,179,124,700 円 令和６年度 109,901 件（106,857 件）※1,306,849,200 円 ・ 所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和４年度 1,809 件（1,620 件）※27,993,800 円 令和５年度 1,099 件（1,612 件）※21,592,600 円 令和６年度 1,365 件（110,665 件）※26,846,200 円 （法務省「登記統計」より） ※前回・前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	認定長期優良住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定長期優良住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標	認定長期優良住宅のストック数約 186 万戸（令和７年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現在集計中のため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難だが、令和６年度の認定長期優良住宅のストック数は約 174 万戸であった。近年の建設資材や住宅価格の高騰により、住宅取得環境は一層厳しい状況となっており、認定長期優良住宅の更なる普及に当たっては、取得時の負担軽減を通じた後押しが引き続き重要である。
これまでの要望経緯		平成 20 年度 創設 平成 22 年度 延長（２年） 平成 24 年度 延長（２年）・縮減 平成 26 年度 延長（２年）

	平成 28 年度	延長 (2 年)
	平成 30 年度	延長 (2 年)
	令和 2 年度	延長 (2 年)
	令和 4 年度	延長 (2 年)
	令和 6 年度	延長 (3 年)

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムの指標【新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率】（対象期間：～令和12年度・目標値：前年度より増加）については、令和4年度13.7%、令和5年度14.5%、令和6年度17.8%と増加傾向で推移している。今後も長期優良住宅の認定戸数は増加すると想定されることから、目標をおおむね達成されているものと考えられる。
- また、中期アウトカムの指標【認定長期優良住宅のストック数】（対象期間：～令和12年度・目標値：約250万戸）も、令和4年度約148万戸、令和5年度約159万戸、令和6年度約174万戸と増加している。
- 一方で、長期アウトカムの指標である【住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合】（対象期間：～令和17年度・目標値：15%）は、令和6年度時点で7%であるが、達成途上にあり、本特例措置により引き続き認定長期優良住宅の新築・取得を促進する必要がある。
- 以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。
- また、新たな「住生活基本計画」においては、住宅性能水準※や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進を図ることとしており、床面積要件について必要な見直しを講じるとともに、令和10年1月1日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。
※ 住宅性能水準では、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は（略）、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする」とされている。

項 目 名	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等に係る所要の措置				
税 目	贈与税				
要 望 の 内 容	【制度の概要】 ①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一般住宅の場合 500 万円まで、質の高い住宅（※）の場合 1,000 万円まで贈与税を非課税とする。 ②住宅取得等資金を 60 歳未満の贈与者から贈与を受けた場合についても、相続時精算課税制度の適用対象とする。 ③東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一般住宅の場合 1,000 万円まで、質の高い住宅（※）の場合 1,500 万円まで贈与税を非課税とする。 ※質の高い住宅の基準 <table border="1" data-bbox="375 884 1481 1265"> <tr> <td data-bbox="375 884 550 1137">新築住宅</td><td data-bbox="550 884 1481 1137"> ①断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上 ※令和 5 年末までに建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅は、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上 </td></tr> <tr> <td data-bbox="375 1137 550 1265">既存住宅 増改築</td><td data-bbox="550 1137 1481 1265"> ①断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上 </td></tr> </table> 【要望の内容】 住宅取得環境が悪化する中、高齢者からの資産の早期移転によって、住宅取得に係る負担を軽減し、住宅需要を刺激・創出するとともに、良質な住宅ストックの形成を図るため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。 【関係条文】 租税特別措置法第 70 条の 2、第 70 条の 3 租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 2、第 40 条の 5 租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 2、第 23 条の 6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第 14 条の 2	新築住宅	①断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上 ※令和 5 年末までに建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅は、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上	既存住宅 増改築	①断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上
新築住宅	①断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上 ※令和 5 年末までに建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅は、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上				
既存住宅 増改築	①断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上				

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲35,000 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 親世代や祖父母世代から子・孫世代等への資産移転を促進することを通じて、現役世代を中心とした住宅取得・改修等を行う者の資金調達を支援することにより、住宅需要を刺激・創出するとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。 (2) 施策の必要性 住宅取得の負担軽減を図る観点から、住宅取得等に係る贈与税の特例措置が昭和 59 年より講じられてきたところであり、住宅取得の促進策として不可欠なものとなっている。 足元では、住宅価格や金利の上昇により、取得環境はより一層厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担は増大している。また、質の高い住宅は一般的な住宅に比べ価格が高額となり、その取得に係るハードルが高い。 高齢者の保有する資産を住宅取得者層に移転させ、現役世代の住宅取得の負担軽減を図る本特例措置が不可欠であり、今後の住宅市場の動向を踏まえながら、国民が居住ニーズに応じた住宅を確保できる環境を整備するとともに、良質な住宅ストックを形成するためには、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	○住生活基本計画（全国計画）（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定） 目標 2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 目標 4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備 目標 5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成 目標 8 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成 目標 9 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備 （基本的な施策） ○ 経済的な不安定さ等の様々な困難を抱える若年単身世帯をはじめ、あらゆる若者が希望に応じて地域とのつながりを持ちながら孤立せず、あるいは社会参加し、自立して生活できる居住環境の整備 ○ 現下の住宅取得環境を踏まえた住宅取得負担軽減策の充実や、住宅取得に向けた頭金等の積立への支援等の住宅取得を支援する新たな手法の検討	

			○ 住宅の立地・広さ・価格の多様性と量のバランスの確保にも配慮しつつ、住宅性能水準や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進 ○ 持続可能な都市構造を目指す立地適正化計画に基づく都市機能及び居住の誘導促進や災害の危険性の高いエリアに係る積極的な情報提供、それに連動した市場を通じた立地の誘導の推進 ○ 住宅の耐震化と密集市街地の整備改善に向けた取組の更なる推進 ○ 住宅地における流域治水の観点も踏まえた浸水対策等の推進 成果指標 既存住宅取引及びリフォームの市場規模 成果指標 耐震性が不十分な住宅ストックの比率 成果指標 住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） ＜国土交通省政策評価体系上の位置付け＞ 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	—																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数) 件、(適用額、減収額) 百万円) <table><thead><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年度</td><td>49,991</td><td>340,500</td><td>52,000</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>62,859</td><td>450,800</td><td>66,000</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>45,411</td><td>318,000</td><td>37,000</td></tr></tbody></table> 【出典】適用件数、適用額：国税庁「統計年報」 減収額：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」	年度	適用件数	適用額	減収額	令和4年度	49,991	340,500	52,000	令和5年度	62,859	450,800	66,000	令和6年度	45,411	318,000	37,000
	年度	適用件数	適用額	減収額														
	令和4年度	49,991	340,500	52,000														
	令和5年度	62,859	450,800	66,000														
	令和6年度	45,411	318,000	37,000														
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、贈与額の増加や借入金額の削減、また、減収額を上回る民間住宅投資の促進などの効果があり、住宅取得に係る負担の軽減、住宅需要の刺激・創出及び良質な住宅ストック形成に有効である。																	
前回要望時の達成目標	—																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																	
これまでの要望経緯	【住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置】 平成21年度 創設 平成22年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充） 平成23年度 拡充（先行取得土地を対象） 平成24年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充）																	

	平成 27 年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充等） （平成 28 年度 消費税率引上げ時期の延期に伴い適用時期を 2 年半延期） 平成 30 年度 見直し（成人年齢引き下げ） 令和 3 年度 拡充（床面積下限を引き下げ） 令和 4 年度 拡充・延長（築年数要件の緩和、非課税限度額 の縮小） 令和 6 年度 見直し・延長（「質の高い住宅」要件の引き上 げ） 【住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例】 平成 15 年度 創設 平成 18 年度 延長 平成 20 年度 延長 平成 22 年度 延長（1000 万円上乘せ特例は廃止） 平成 24 年度 延長 平成 27 年度 拡充・延長（適用対象となる工事の拡充） （平成 28 年度 消費税率引上げ時期の延期に伴い適用時期を 2 年半延期） 平成 30 年度 見直し（成人年齢引き下げ） 令和 3 年度 拡充（床面積下限を引き下げ） 令和 4 年度 拡充・延長（築年数要件の緩和、非課税限度額 の縮小） 令和 6 年度 見直し・延長（「質の高い住宅」要件の引き上 げ） 【東日本大震災の被災者に係る住宅取得等資金に係る贈与税非 課税措置】 平成 23 年度 創設 平成 27 年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充等） （平成 28 年度 消費税率引上げ時期の延期に伴い適用時期を 2 年半延期） 平成 30 年度 見直し（成人年齢引き下げ） 令和 3 年度 拡充（床面積下限を引き下げ） 令和 4 年度 拡充・延長（築年数要件の緩和） 令和 6 年度 見直し（「質の高い住宅」要件の引き上げ、対 象区域の縮小）
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等

- 自己点検の短期アウトカムである【民間住宅投資の増加額】（目標：同年の減収額以上）に関しては、「住宅税制のEBPMに関数有識者会議中間とりまとめ」によると、約1,290億円増であった。また、その他の短期アウトカムである【住宅取得の負担額の軽減】、【取得・増改築が促進された住宅の数の増加】、【住宅性能・居住環境を向上した割合の増加】に関しても、同とりまとめにおいて効果が確認されたことから、短期アウトカムについては目標を達成している。
- なお、本特例措置は住宅取得の負担軽減を通じて住宅需要の刺激・創出等を図るものであり、中長期アウトカムである【住宅及び居住環境に対する不満率の減少】（平成30年21.5%→令和5年21.2%）、【耐震性の不足する住宅ストックの解消】（令和5年（耐震化率）90%）、【既存住宅取引及びリフォームの市場規模の拡大】（うち既存住宅取引の市場規模：令和5年9.2兆円→令和6年9.9兆円）などの各指標の伸び率への寄与も認められ、今後も継続的することにより、さらなる住宅取得の促進へとつなげることが可能である。
- 以上のことから、本特例措置は一定の政策効果が認められるが、新たな「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえつつ、住宅取得環境が悪化する状況においても、住宅需要が喚起・創出されるよう、今後の検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討									
税 目											
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。										
	（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的										
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(2) 施策の必要性										
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 92 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	

		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯		R8新規要望	